

東大阪市特定教育・保育施設運営費補助金交付要綱（別表抜粋）

別表

（保育所・認定こども園）

補助種別	補助要件	補助対象経費	算定基準	対象児童
乳児等保育特別対策費補助	以下の要件を全て満たすもの。 (1)乳児を入所させていること。 (2)公定価格の1歳児配当改善加算の対象外であること。 ※他市委託分は、4月1日現在6人以上。	1歳児担当保育士(保育教諭)を、6対1人から5対1人にするための入件費。	国給料福1-29で算出。 1歳児1人当たり月額 15,300円	2号認定児・3号認定児
調理員等加配対策補助	施設型給付支給基準を超えて調理員を確保し、保育の実施児童に給食を提供していること。	施設型給付費支給基準を超える調理員の入件費。	年額 1,069,440円 (時給1,114円×1日4時間×240日)	2号認定児・3号認定児
人件費加算手当	市算定保育士(保育教諭)数を確保していること。 (1)対象職種 保育士、保育教諭、看護師(准看護師も含む)、調理員とする。 また、 ①養護教諭(子育て支援員研修修了者) ②小学校教諭(子育て支援員研修修了者) または、「保育課程論」「保育の表現技術」履修者 ③幼稚園教諭(子育て支援員研修修了者) ④保育補助職員(子育て支援員研修修了者) についても、対象とする。 なお、保育補助者(子育て支援員研修修了者) の配置数については、保育士(保育教諭)等の 配置基準にかかる特例に関する取り扱いの範囲内とする。 (2)雇用形態 就業規則に定める勤務時間・日数を従事する直接雇用の月給制の職員。 (月給制や年俸制の非正規職員については、対象とする) (3)対象とする担当業務 ①主任保育士または主幹保育教諭 ②主任代替保育士又は主幹保育教諭 ③年齢別基準配置保育士(保育教諭) ④公定価格における加配職員 ・保育士(保育教諭)(利用定員90名以下の園のみ) ・保育標準時間対応保育士(保育教諭) ・加配フリー保育士(保育教諭)(補助事業と兼務の場合不可) ・年齢別配置改善加配保育士(保育教諭) ・チーム保育推進(加配)保育士(保育教諭) ⑤公定価格上の基準配置調理員 ⑥障害児加配保育事業担当保育士(保育教諭) ⑦保育特別対策費担当保育士(保育教諭) 【制度改正にかかる経過措置】 1. 対象職種の幼稚園教諭については、令和12年3月31日までに限り子育て支援員研修の受講を必要とせず補助対象とすることが出来る。	給与改善を行うための人件費	①保育士・保育教諭等(経験年数15年未満):10,000円 ②保育士・保育教諭等(経験年数15年以上):15,000円 ③子育て支援員研修修了者(経験年数15年未満):8,200円 ④子育て支援員研修修了者(経験年数15年以上):13,200円 ⑤調理員:4,000円(調理員としての経験年数15年未満) ⑥調理員:9,000円(調理員としての経験年数15年以上) ※保育士・保育教諭等には看護師および子育て支援員研修を修了した養護教諭、小学校教諭、幼稚園教諭を含む	2号認定児・3号認定児
一般生活費加算	保育を実施していること。 ※他市委託分は、4月1日現在6人以上。	(1) 施設型給付費支給基準に定める額を超えて支出する給食費、行事費、教材費等。 (2) プール実施に係る水道代等。	(1) 児童1人当たり月額 80円 (教材費 20円、行事費 60円) (2) 1か年所額 定員31人未満 98,000円 定員31人以上 150,000円	(1)2号認定児・3号認定児 (2)1号認定児・2号認定児・3号認定児
食育推進費補助	食育計画を策定し、食育推進にかかる事業を実施していること。 ※他市委託分は、4月1日現在6人以上。	3歳以上の児童に対する食育推進にかかる経費。	3歳以上の児童1人当たり月額 1,333円	2号認定児
園外保育費加算	園外保育を実施していること。	園外保育実施に要するバス使用料等の経費。	定員区分による 10人以下40,000円、20人以下80,000円、以降定員が10人増えるごとに40,000円増額する。ただし、1か年所額 720,000円を上限とする。	1号認定児・2号認定児・3号認定児
損害賠償責任保険料補助	児童に係る損害賠償責任保険に加入していること。	児童に係る損害賠償責任保険料。	定員区分による (30人以下6,120円、31～40人6,450円、41～50人6,770円、 51～60人7,100円、61～70人7,380円、71～80人7,750円、 81～90人8,080円、91～100人8,400円、 以上10人増すごとに840円加算)	2号認定児・3号認定児
保育特別対策費補助	子ども・子育て支援法第34条における設備及び運営に関する基準に定める8時間保育を制度的に実施していること。	市算定保育費総額を超過して配置する保育士(保育教諭)等2人分の入件費。ただし、定員が30人未満の施設にあっては1人分の入件費。上記の入件費には、社会保険料、全額・民間共済掛金、交通費を含む。 (1)保育士(保育教諭)等の範囲 保育士、保育教諭、看護師(准看護師を含む)とする。また、 ①養護教諭(子育て支援員研修修了者) ②小学校教諭(子育て支援員研修修了者) または、「保育課程論」「保育の表現技術」履修者 ③幼稚園教諭(子育て支援員研修修了者)	国給料福1-29により下記費用を算出 ①正職1人当たり年額 5,413,399円 ☆保険負担率は、0.22563 ※共済・交通費は年額 120,000円	2号認定児・3号認定児

別表

(保育所・認定こども園)

補助種別	補助要件	補助対象経費	算定基準	対象児童																																
		<p>④保育補助職員（子育て支援員研修修了者）についても、対象とする。</p> <p>【経過措置】</p> <p>②幼稚園教諭については、令和12年3月31日までに限り子育て支援員研修の受講を必要とせず補助対象とすることができる。</p>																																		
障害児保育事業補助	障害児等を入所させていること。	<p>障害児保育に必要な保育士（保育教諭）等の人件費。上記の人件費には、社会保険料、全国・民間共済掛金、交通費を含む。</p> <p>保育士（保育教諭）等の範囲 保育士、保育教諭、看護師（准看護師を含む） とする。また、 ①小学校教諭（子育て支援員研修修了者 または、「保育課程論」「保育の表現技術」修了者） ②幼稚園教諭（子育て支援員研修修了者） も対象とする。</p> <p>【経過措置】</p> <p>②幼稚園教諭については、令和12年3月31日までに限り子育て支援員研修の受講を必要とせず補助対象とすることができる。</p>	<p>国給料福1-29で算出。</p> <p>①正職1人当たり年額 5,413,399円 ②アルバイト1人当たり年額 2,949,854円 (時給1,114円×8時間×261日+保険負担 524,822円 +共済・交通費99,000円) ③パート1人当たり年額 1,453,770円 (時給1,114円×1日5時間×261日) ※保険負担率は、0.22563</p> <p>障害児等1人当たり年額 120,000円(4/1) ※障害児加配を選択しない場合に適用</p>	2号認定児・3号認定児																																
延長保育促進補助事業	障害児等を入所させていて、8時間以上の保育を実施していること。	保育標準時間認定を受けた児童で障害児保育を利用する際、11時間の範囲内で8時間の保育時間を超えた利用に対する、必要な保育士（保育教諭）の人件費分。	1人につき、延長1時間につき下記の通り Aランク 1,400円、Bランク700円、Cランク450円、 Dランク350円	2号認定児・3号認定児																																
医療的ケア児保育支援事業補助	医療的ケア児を入所させ、看護師等を配置し、国の医療的ケア児保育支援事業実施要綱等に基づき、実施していること。	医療的ケア児保育支援事業を実施するために必要な人件費等の経費	1か所当たり年額 5,290,000円 ※ただし、2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師などを複数配置している場合は、5,290,000円を加算する。	2号認定児・3号認定児																																
延長保育事業	国の延長保育事業実施要綱等に基づいて実施していること。	延長保育事業を実施するための経費。	<p>(1) 保育標準時間認定(1事業あたり年額) (ア) 基本分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>1か所年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,760,000円</td> </tr> <tr> <td>2~3時間</td> <td>2,761,000円</td> </tr> <tr> <td>4~5時間</td> <td>5,804,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>6,835,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)配置基準改善加算 (平均対象児童数が21人以上の施設等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>1か所年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>2~3時間</td> <td>750,000円</td> </tr> <tr> <td>4~5時間</td> <td>1,350,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>1,950,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 保育短時間認定分(在籍児童1人当たり年額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>1時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間</td> <td>21,200円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>42,400円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>63,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(1)及び(2)ともに事業期間が6か月末満の施設にあっては、該当する1人(事業)当たり年額に2分の1を乗じて得た額を基準額とする。</p>	延長時間区分	1か所年額	30分	600,000円	1時間	1,760,000円	2~3時間	2,761,000円	4~5時間	5,804,000円	6時間以上	6,835,000円	延長時間区分	1か所年額	30分	150,000円	1時間	300,000円	2~3時間	750,000円	4~5時間	1,350,000円	6時間以上	1,950,000円	延長時間区分	1時間	1時間	21,200円	2時間	42,400円	3時間	63,600円	2号認定児・3号認定児
延長時間区分	1か所年額																																			
30分	600,000円																																			
1時間	1,760,000円																																			
2~3時間	2,761,000円																																			
4~5時間	5,804,000円																																			
6時間以上	6,835,000円																																			
延長時間区分	1か所年額																																			
30分	150,000円																																			
1時間	300,000円																																			
2~3時間	750,000円																																			
4~5時間	1,350,000円																																			
6時間以上	1,950,000円																																			
延長時間区分	1時間																																			
1時間	21,200円																																			
2時間	42,400円																																			
3時間	63,600円																																			
一時預かり事業	国の一時預かり事業実施要綱等に基づいて実施していること。	一時預かり事業を実施するための経費。	<p>(1)一般型</p> <p>年間延べ利用児童数により区分される次に定める1か所当たりの年額。</p> <p>① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的の保育者と同等の研修を修了した者の場合。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人未満</td> <td>1,473,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以上100人未満</td> <td>1,973,000円</td> </tr> <tr> <td>100人以上200人未満</td> <td>2,444,000円</td> </tr> <tr> <td>200人以上300人未満</td> <td>2,945,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額	50人未満	1,473,000円	50人以上100人未満	1,973,000円	100人以上200人未満	2,444,000円	200人以上300人未満	2,945,000円	非在園児																						
年間延べ利用児童数	基準額																																			
50人未満	1,473,000円																																			
50人以上100人未満	1,973,000円																																			
100人以上200人未満	2,444,000円																																			
200人以上300人未満	2,945,000円																																			

別表

(保育所・認定こども園)

補助種別	補助要件	補助対象経費	算定基準	対象児童																																									
			<table border="1"> <tr><td>300人以上900人未満</td><td>3,240,000円</td></tr> <tr><td>900人以上1,500人未満</td><td>3,470,000円</td></tr> <tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td>5,012,000円</td></tr> <tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td>6,554,000円</td></tr> <tr><td>2,700人以上3,300人未満</td><td>8,096,000円</td></tr> <tr><td>3,300人以上3,900人未満</td><td>9,638,000円</td></tr> <tr><td>3,900人以上4,500人未満</td><td>11,180,000円</td></tr> <tr><td>4,500人以上5,100人未満</td><td>12,722,000円</td></tr> </table> <p>※5,100人以上の場合は別途協議</p> <p>(2) ①以外</p> <table border="1"> <tr><td>年間延べ利用児童数</td><td>基準額</td></tr> <tr><td>50人未満</td><td>1,473,000円</td></tr> <tr><td>50人以上100人未満</td><td>1,973,000円</td></tr> <tr><td>100人以上200人未満</td><td>2,444,000円</td></tr> <tr><td>200人以上300人未満</td><td>2,945,000円</td></tr> <tr><td>300人以上900人未満</td><td>3,114,000円</td></tr> <tr><td>900人以上1,500人未満</td><td>3,335,000円</td></tr> <tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td>4,817,000円</td></tr> <tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td>6,299,000円</td></tr> <tr><td>2,700人以上3,300人未満</td><td>7,781,000円</td></tr> <tr><td>3,300人以上3,900人未満</td><td>9,263,000円</td></tr> <tr><td>3,900人以上4,500人未満</td><td>10,745,000円</td></tr> <tr><td>4,500人以上5,100人未満</td><td>12,227,000円</td></tr> </table> <p>※5,100人以上の場合は別途協議</p> <p>(2) 幼稚園型 I</p> <p>ア 在籍園児分(児童1人当たり日額)</p> <p>(?) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用)</p> <p>I 年間延べ利用児童数2,000人超の施設</p> <p>①平日 440円 ②長期休業日(8時間未満) 440円 ③長期休業日(8時間以上) 880円</p> <p>II 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設</p> <p>①平日 (1,600,000円 : 年間延べ利用児童数) - 400円 ※10円未満切り捨て</p> <p>②長期休業日(8時間未満) 400円 ③長期休業日(8時間以上) 800円</p> <p>(?) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円</p> <p>(?) 長時間加算</p> <p>I (?) I ①及び(?) II ①について4時間(又は教育時間との合計が8時間)、(?) I ③、(?) II ②及び(?) について8時間を越えた利用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超えた利用時間が2時間未満 150円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円 ・超えた利用時間が3時間以上 450円 <p>II (?) I ②及び(?) II ②について(4時間を超えた利用の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超えた利用時間が2時間未満 100円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円 ・超えた利用時間が3時間以上 300円 <p>(x) 保育体制充実加算</p> <p>I 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び④の要件を満たす 施設1か所当たり 年額2,892,400円</p> <p>II 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び⑤の要件を満たす 施設1か所当たり 年額1,446,200円</p> <p>①平日及び長期休業中の双方において、原則11時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること。 ②平日及び長期休業中の双方において、原則9時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施するとともに、休日において40日以上の預かりを実施していること。 ③年間延べ利用児童数が2000人超の施設であること。 ④児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の35第2号ロ(附則第56条第1項において読み替える)及びハに基づき配置する者(以下「教育・保育従事者」)をすべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。 ⑤教育・保育従事者の概ね2分の1以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。</p> <p>(オ)就労支援型施設加算(事務経費)</p> <p>1か所当たり年額1,383,200円</p> <p>※1 ※2③の配置月数(1月に満たない場合は生じたときは、これを1月とする。)が6月に満たない場合には、1か所当たり年額を691,600円とする</p> <p>※2 次の要件を満たす施設に適用する。</p> <p>①平日及び長期休業中の双方において、8時間以上(平日</p>	300人以上900人未満	3,240,000円	900人以上1,500人未満	3,470,000円	1,500人以上2,100人未満	5,012,000円	2,100人以上2,700人未満	6,554,000円	2,700人以上3,300人未満	8,096,000円	3,300人以上3,900人未満	9,638,000円	3,900人以上4,500人未満	11,180,000円	4,500人以上5,100人未満	12,722,000円	年間延べ利用児童数	基準額	50人未満	1,473,000円	50人以上100人未満	1,973,000円	100人以上200人未満	2,444,000円	200人以上300人未満	2,945,000円	300人以上900人未満	3,114,000円	900人以上1,500人未満	3,335,000円	1,500人以上2,100人未満	4,817,000円	2,100人以上2,700人未満	6,299,000円	2,700人以上3,300人未満	7,781,000円	3,300人以上3,900人未満	9,263,000円	3,900人以上4,500人未満	10,745,000円	4,500人以上5,100人未満	12,227,000円
300人以上900人未満	3,240,000円																																												
900人以上1,500人未満	3,470,000円																																												
1,500人以上2,100人未満	5,012,000円																																												
2,100人以上2,700人未満	6,554,000円																																												
2,700人以上3,300人未満	8,096,000円																																												
3,300人以上3,900人未満	9,638,000円																																												
3,900人以上4,500人未満	11,180,000円																																												
4,500人以上5,100人未満	12,722,000円																																												
年間延べ利用児童数	基準額																																												
50人未満	1,473,000円																																												
50人以上100人未満	1,973,000円																																												
100人以上200人未満	2,444,000円																																												
200人以上300人未満	2,945,000円																																												
300人以上900人未満	3,114,000円																																												
900人以上1,500人未満	3,335,000円																																												
1,500人以上2,100人未満	4,817,000円																																												
2,100人以上2,700人未満	6,299,000円																																												
2,700人以上3,300人未満	7,781,000円																																												
3,300人以上3,900人未満	9,263,000円																																												
3,900人以上4,500人未満	10,745,000円																																												
4,500人以上5,100人未満	12,227,000円																																												

別表

(保育所・認定こども園)

補助種別	補助要件	補助対象経費	算定基準	対象児童
			<p>について(教育時間に含む)の預かりを実施していること。</p> <p>②次のいずれかの要件を満たしていること</p> <p>a 特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準(平成26年 内閣府令39号)第42条に規定されている 連携施設となっていること。</p> <p>b 3以上の市町村から園児を受け入れていること</p> <p>③本事業の事業を担当する職員を追加で配置すること。</p> <p>イ 在籍園児以外の児童分(児童1人当たり日額)</p> <p>(ア) 基本分 800円</p> <p>(イ) 長時間加算(8時間を越えた利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超えた利用時間が2時間未満 150円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円 ・超えた利用時間が3時間以上 450円 <p>※ 公費支援の総額(1施設当たり年額)は、10,223,000円を上限とする。 なお、待機児童の受け入れ促進に資する措置(ア(ア) I ③、ア(ア) II ③、 ア(ア)、ア(イ)及びイ(イ)に係る基準額)を適用したことにより、10,223,000円 を越えた場合は、この限りではない。</p> <p>(3)余裕活用型(児童1人当たり日額)</p> <p>2,600円</p> <p>非在園児</p> <p>(4)災害特例型</p> <p>ア 利用児童の保護者が当該児童について受けている支給認定に基づいて本事業で利用している施設等において教育・保育の提供を受けた場合に支給される子どものための教育・保育給付に応じて、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号、同法第29条第3項第1号、同法第28条第2項第2号若しくは第3号の内閣総理大臣が定める基準又は同法第30条第2項第2号、第3号若しくは第4号に規定する内閣総理大臣が定める基準に上り算定される金額(児童1人当たり月額) ※ 月途中で利用を開始、又は利用を終了した場合の基準額の算定に当たっては、公定価格の算定の例によること。</p> <p>イ 利用児童の保護者が復旧活動等を行うために、当該児童が在籍する幼稚園において、教育時間の前後又は長期休業日等に、本事業を利用する児童(児童1人当たり日額)</p> <p>1,600円</p> <p>ウ ア、イ以外の児童(児童1人当たり日額)</p> <p>4,650円</p> <p>令和6年能登半島地震等について災害救助法が適用された市町村に居住する世帯に属する子ども</p>	
認定こども園特別支援教育・保育経費補助	<p>(1)対象施設 健康面、発達面において特別な支援が必要な子どもが在籍する学校法人立以外の認定こども園であつて、(2)の要件を満たす子どもの教育・保育を担当する職員を加配する施設。ただし、健康面、発達面において特別な支援が必要な子どもが1人住舎する施設については、当該施設の在籍園児数が80人未満の施設を対象とする。</p> <p>(2)対象となる子ども 次の①及下②～⑥のいずれかの要件をみたし、東大阪市が特別な支援が必要な子どもと認める場合</p> <p>①日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することができるであること</p> <p>②特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象者であること</p> <p>③身体障害者福祉法(昭和24年抱一第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付対象者</p> <p>④療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発見第156号構成事務次官通知)に規定する療育手帳の交付対象者</p> <p>⑤精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付対象者</p> <p>⑥②～⑤に掲げる児童と同等程度の障がいを有する者として医療機関等が認める者</p> <p>(3)その他、国の「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」(令和6年4月25日、こ成保第261号・6文科初字第298号)の別紙「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」(以下「国要綱」という。)等に基づいて実施していること。</p>	<p>(2)の要件を満たす子どもの教育・保育を担当するために、市算定保育教諭数を超えて配置する幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者を配置するための経費</p>	<p>児童1人当たり月額65,300円</p>	1号認定児